

「JR 重点販売地域指定と連動した
沿岸地域冬季観光キャンペーン企画・運營業務」

業務仕様書

令和5年8月
岩手県沿岸広域振興局

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「JR 重点販売地域指定と連動した沿岸地域冬季観光キャンペーン企画・運営業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の概要

令和6年1～3月に岩手県が JR 重点販売地域に指定されたことに伴い、多くの観光客が来県すると予想されることから、その間に来県した観光客等をターゲットとした観光キャンペーンの展開により、現地消費の拡大を促し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた観光関連事業者を支援するとともに、沿岸地域への誘客・周遊を促進するもの。

2 業務の内容

(1) 業務の名称

JR 重点販売地域指定と連動した沿岸地域冬季観光キャンペーン企画・運営業務

(2) 委託期間及び予算額

ア 委託期間

契約締結日から令和6年3月8日（金）

イ 予算額

3,357千円以内（税込）

(3) 業務内容

ア ハッシュタグキャンペーンの実施

昨年度実施した「三陸冬色さがし（三陸の赤、三陸の白）」のテーマを引き継ぎ、SNSを活用したハッシュタグキャンペーンを展開すること。

① 実施期間

令和5年12月～令和6年2月

② ハッシュタグキャンペーンの企画、運営管理

a ハッシュタグキャンペーンの企画・運営

- ・ キャンペーンの実施方法について提案すること。なお、キャンペーン参加者の沿岸地域への誘客、周遊を促進する仕組みとすること。
- ・ 令和6年4月に三陸鉄道株式会社が開業40周年を迎えることから、本キャンペーンが、三陸鉄道の利用促進に資する仕組みとすること。また、その具体案について、企画提案書に記載すること。
- ・ キャンペーンの仕組みには、沿岸広域振興局管内（※）の道の駅及び三陸海岸魚彩王国実行委員会等の観光施設や宿泊施設などを組み込むこと。

（※）宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村のこと。

- ・ キャンペーンを実施する SNS を選定し、アカウントを作成のうえ、広く情報発信すること。
 - ・ ランディングページを作成し、アカウントから誘導できるようにすること。
 - ・ 作成したアカウントのフォロワー数を増やす取組を実施すること。
 - ・ 作成したアカウントを用いて、1週間に1回以上、当キャンペーン及びランディングページについて投稿すること。
- b 当選者の選定、当選者景品の購入
- ・ ハッシュタグキャンペーン参加者の中から当選者を公正な方法で選定し、発送等に必要な情報（氏名、住所等）を取りまとめること。
 - ・ 抽選は、1カ月ごとに1回（12月下旬、1月下旬、2月下旬）実施し、当選者に景品を発送すること。
 - ・ 当選者は合計で27名（9名×3カ月）とすること。
 - ・ 景品総額は合計9万円（税込）相当（送料は含まず）とすること。

イ 広報の実施

① 印刷物の作成、配布

- ・ チラシは、A4サイズ両面印刷とし、部数は10,000部とすること。
- ・ ポスターはB2サイズ片面印刷とし、部数は100部とすること。
- ・ チラシ及びポスターは、管内の道の駅や市町村・観光協会等に配布すること。

② SNS 広告の実施

ハッシュタグキャンペーンを実施する SNS 等においてインプレッション広告（広告料金の発生が広告表示数によって決められるタイプの広告）を掲出すること。なお、掲出回数については、算出の上、企画提案書に記載すること。

③ マスメディア等とのタイアップ広告の実施

本キャンペーンの情報を広く発信するため、マスメディア等と連携した広告を実施すること。また、その具体案について、企画提案書に記載すること。

ウ データの分析の実施

- ・ ハッシュタグキャンペーンについて、アクセス情報や参加投稿のデータ測定・分析を行うこと（参加者の属性等）。また、測定・分析可能なデータの種類について、企画提案書に記載すること。
- ・ SNS 広告の効果について、測定・分析すること（広告のクリック率等）。また、測定・分析可能なデータの種類について、企画提案書に記載すること。

エ 自由提案

参加者は、「1 業務の概要」に掲げる事項の達成に向けて、参加者が必要と考える企画内容を上記業務に組み合わせ、具体的な提案を行うこと。

3 事業実績報告書

この事業が完了した後、すみやかに事業完了報告書（様式を指定）及び事業の成果が分かる資料（自由様式）を作成し、提出すること。

4 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち管理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1)再委託等の制限イ」により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置請求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。
- イ 県は、上記「(1)再委託等の制限イ」による受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。
- ウ 受託者は、上記ア及びイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定めるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

個人情報については、個人情報の保護に関する（法律平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

5 その他

- (1) 契約にあたっては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて仕様書を変更する場合がある。
- (2) 本事業の執行にあたっては、随時、県と協議を行うこと。また、この仕様書に記載のない事項については、県と受託者で協議の上、取扱い等を決定するものとする。